

【認証取得】『PCA 固定資産シリーズ』が JIIMA 認証取得

「電子帳簿ソフト法的要件認証」 中堅・中小企業の電子帳簿保存法対応を支援

『PCAクラウド』や『PCAサブスク』をはじめとするサブスクリプション型基幹業務システムを開発・販売するピー・シー・エー株式会社(代表取締役社長:佐藤文昭 本社:東京都千代田区 プライム銘柄コード9629 以下:PCA)は、中堅・中小企業向け固定資産管理システム『PCA 固定資産シリーズ』において、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下:JIIMA)の「電子帳簿ソフト法的要件認証」(認証番号:104600-00/104601-00※PCA会計との組合せにて取得)を取得しましたことをお知らせします。

「電子帳簿ソフト法的要件認証」は、国税関係帳簿を作成・保存する会計ソフト等の電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、事前に審査・認証する制度になります。すでに、『PCA 会計シリーズ』『PCA 商魂・商管シリーズ』では認証取得を完了しておりましたが、新たに固定資産管理システム『PCA 固定資産シリーズ』での認証取得を行いました。

これにより、「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲で求められている帳簿のうち、仕訳帳、総勘定元帳(以上、『PCA 会計シリーズ』)、売上帳、仕入帳、購買帳(以上、『PCA 商魂・商管シリーズ』)、固定資産台帳(『PCA 固定資産シリーズ』)と『PCA シリーズ』で幅広く対応することができるようになりました。

これまで、『PCA 会計シリーズ』と『PCA 固定資産シリーズ』の両方を利用している場合、仕訳帳、総勘定元帳は優良電子帳簿要件を満たしていたものの、固定資産台帳が優良電子帳簿要件を満たしておらず、「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の税務署への届出が難しい状況でした。2023年4月に実施した『PCA 固定資産シリーズ』の機能拡張により、会計システムと固定資産システムの一体利用において、固定資産台帳も含めて優良電子帳簿要件を満たすことができるとなり、「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用がこれまで以上に容易になりました。

今後も弊社では、「マネジメントサポート・カンパニー」としての地位を確立するために、基幹業務ソフトウェアサービスの提供にとどまらない課題解決サービスを提供し、お客様の社業の発展となる「カスタマーサクセス」に貢献してまいります。

- JIIMA認証ロゴマーク
<電子帳簿ソフト法的要件認証>



- 「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」(JIIMA)
https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denshichoubo_soft/

- 『PCA 固定資産シリーズ』製品紹介ページURL
https://pca.jp/area_product/cloud/prokot_cloud_top.html

News Release

発信元：ピー・シー・エー株式会社
〒102-8171 千代田区富士見 1-2-21
TEL：03-5211-2700 FAX：03-5211-2740

【ピー・シー・エー株式会社 概要】

社名：ピー・シー・エー株式会社

設立：1980年8月1日

所在地：東京都千代田区富士見1-2-21 PCAビル

代表者：佐藤 文昭

URL：<https://pca.jp/>

【本リリースに関するお問い合わせ先】

ピー・シー・エー株式会社 事業戦略部 広報担当 大平(オオヒラ)

TEL:03-5211-2700

E-mail: pr@pca.co.jp

記載された製品名および会社名は弊社の商標または登録商標です。

ニュースリリースに掲載されている内容は発表時点の情報です。その後、予告せず変更となる場合がございます。

Copyright©2023 PCA Corporation, All rights reserved.

以上のような概略でございます。お忙しい中恐縮ではございますが、何卒よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。